

貸出金

■ 貸出金の種類別残高

● 期末残高

(単位：百万円)

種 類	平成18年3月期			平成19年3月期			
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計	
貸出金	割 引 手 形	13,398	—	13,398	13,971	—	13,971
	手 形 貸 付	23,478	—	23,478	22,615	—	22,615
	証 書 貸 付	232,255	—	232,255	239,646	—	239,646
	当 座 貸 付	18,438	—	18,438	17,051	—	17,051
	合 計	287,571	—	287,571	293,283	—	293,283

● 平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成18年3月期			平成19年3月期			
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計	
貸出金	割 引 手 形	13,334	—	13,334	12,773	—	12,773
	手 形 貸 付	24,350	—	24,350	23,007	—	23,007
	証 書 貸 付	228,303	—	228,303	234,525	—	234,525
	当 座 貸 付	16,211	—	16,211	15,952	—	15,952
	合 計	282,200	—	282,200	286,259	—	286,259

■ 貸出金の残存期間別残高（期末残高）

(単位：百万円)

貸 出 金	期 間 期 別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合 計
		平成18年3月期	46,421	30,482	42,405	28,658	121,164	
	平成19年3月期	48,935	32,543	44,488	32,907	117,357	17,051	293,283
うち変動金利	平成18年3月期		9,555	16,217	14,611	86,475	—	
	平成19年3月期		9,535	16,391	18,731	71,908	—	
うち固定金利	平成18年3月期		20,927	26,187	14,047	34,688	18,438	
	平成19年3月期		23,008	28,096	14,176	45,448	17,051	

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

■ 貸出金および支払承諾見返額の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成18年3月31日		平成19年3月31日	
	貸出金	支払承諾見返額	貸出金	支払承諾見返額
有 価 証 券	266	0	294	—
債 権	7	—	11	—
商 品	—	—	—	—
不 動 産	81,313	398	78,278	267
そ の 他	7,999	37	7,251	136
(小 計)	(89,587)	(435)	(85,835)	(403)
保 証 用	109,115	—	111,141	—
信 用	88,867	290	96,307	236
合 計	287,571	726	293,283	639
(うち劣後特約付貸出金)	(—)	—	(—)	—

貸出金使途別内訳

(単位: 百万円・%)

区 分	平成18年3月31日		平成19年3月31日	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	122,084	42.45	121,574	41.45
運 転 資 金	165,486	57.55	171,709	58.55
合 計	287,571	100.00	293,283	100.00

業種別貸出状況

(単位: 百万円・%)

業 種 別	平成18年3月31日			平成19年3月31日		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
国 内 店 分 (除く特別国際金融取引勘定分)	29,663	287,571	100.00	29,519	293,283	100.00
製 造 業	1,124	20,443	7.11	1,165	20,009	6.82
農 業	23	253	0.09	23	240	0.08
林 業	1	0	0.00	1	0	0.00
漁 業	6	61	0.02	8	257	0.09
鉱 業	11	1,078	0.37	11	1,046	0.36
建 設 業	2,250	32,587	11.33	2,382	33,958	11.58
電気・ガス・熱供給・水道業	1	2,000	0.70	1	2,000	0.68
情 報 通 信 業	67	854	0.30	82	1,062	0.36
運 輸 業	235	8,684	3.02	234	8,597	2.93
卸 売 ・ 小 売 業	2,279	30,360	10.56	2,329	31,712	10.81
金 融 ・ 保 険 業	104	18,323	6.37	101	19,922	6.79
不 動 産 業	747	41,450	14.41	780	42,421	14.47
各 種 サ ー ビ ス 業	3,240	42,670	14.84	3,319	41,300	14.08
地 方 公 共 団 体	5	9,032	3.14	6	11,139	3.80
そ の 他	19,570	79,770	27.74	19,077	79,614	27.15
海外店分及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—	—	—
政 府 等	—	—	—	—	—	—
金 融 機 関	—	—	—	—	—	—
商 工 業	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	29,663	287,571	100.00	29,519	293,283	100.00

中小企業等向け貸出

(単位: 百万円)

区 分	平成18年3月31日		平成19年3月31日	
	貸出先数	金 額	貸出先数	金 額
総貸出金残高(A)	29,663	287,571	29,519	293,283
中小企業等貸出金残高(B)	29,635	267,613	29,489	270,023
総貸出に占める比率(B/A)	99.90	93.05	99.89	92.06

(注) 中小企業等とは資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社および個人であります。

個人ローン

(単位: 百万円)

区 分	平成18年3月31日	平成19年3月31日
個 人 ロ ー ン	54,198	54,558
うち住宅ローン	32,890	33,185

特定海外債権残高

- 平成18年3月期 該当ありません。
- 平成19年3月期 該当ありません。

■ 預貸率（貸出金の預金に対する比率）

(単位：%)

	平成18年3月期			平成19年3月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
期末預貸率	79.49	—	79.08	77.18	—	77.16
期中平均預貸率	78.80	—	78.78	77.83	—	77.81

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

■ 1店舗および従業員1人当たり貸出金（平均残高）

	平成18年3月期	平成19年3月期
営業店舗数(店)	41	41
1店舗当たり貸出金(百万円)	6,882	6,981
従業員数(人)	490	496
従業員1人当たり貸出金(百万円)	575	576

■ 貸倒引当金残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	平成17年 3月期	平成17年度中の		平成18年 3月期	平成18年度中の		平成19年 3月期
		増加額	減少額		増加額	減少額	
一般貸倒引当金	1,047	1,997	1,047	1,997	1,900	1,997	1,900
個別貸倒引当金	2,258	1,845	1,810	2,292	1,425	1,694	2,024
うち非住居者向け債権分	—	—	—	—	—	—	—
合計	3,305	3,842	2,857	4,290	3,326	3,691	3,925

■ 貸出金償却額

(単位：百万円)

平成18年3月期	平成19年3月期
1	0

■ 金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	危険債権	要管理債権	合計
平成18年3月31日	4,871	4,769	4,691	14,332
平成19年3月31日	5,570	3,473	3,906	12,950

(注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
- 危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
- 要管理債権 3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。
- 正常債権 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権。
なお、平成18年3月期の正常債権額は274,193百万円、平成19年3月期の正常債権額は281,263百万円であります。

■ リスク管理債権

(単位：百万円)

	破綻先債権	延滞債権	3か月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	合計
平成18年3月31日	512	9,053	—	4,691	14,257
平成19年3月31日	1,331	7,669	—	3,906	12,907

- (注) 1. 破綻先債権 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の理由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金。
2. 延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。
3. 3か月以上延滞債権 元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの。
4. 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないもの。